

○内閣府令第六十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の三から第十一号の五まで、第十四条の四、第十五条の三第一項及び第二項、第十五条の四並びに第六十三条の二第二項、同法第七十五条の二十三第六項において準用する同法第七十二条の二第三項において準用する同法第五十一条第十項、同法第七十五条の十二第二項第二号イ、ロ(4)及びニ(6)並びに第三項、第七十五条の十六第一項、第三項及び第四項、第七十五条の十七、第七十五条の十九第一項及び第二項、第七十五条の二十第一項第一号及び第二項、第七十五条の二十七第三項、第七十五条の二十八第三項、第七十五条の二十九並びに第一百四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十七条の七において読み替えて準用する同法第二十六条の四の三の規定により読み替えて準用する同法第十四条の八、第十六条第二号並びに第十六条の四第一項、第二項及び第四項並びに同法第二十七条の八の規定により読み替えて適用する同法第二十七条の六ただし書の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(道路交通法施行規則の一部改正)

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第二章の六 略」</p> <p>第二章の七 特定自動運行の許可等（第九条の十九―第九条の三十八）</p> <p>第三章 道路使用の許可（第十条―第十二条）</p> <p>「第四章く第八章 略」</p> <p>第八章の二 雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の十）</p> <p>第九章 「略」</p> <p>附則</p> <p>（歩行補助車等の基準）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。</p> <p>一 特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる乳母車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの</p> <p>二 「略」</p> <p>「3・4 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第二章の六 同上」</p> <p>第三章 道路使用の許可（第十条―第十二条の二）</p> <p>「第四章く第八章 同上」</p> <p>第八章の二 雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の八）</p> <p>第九章 「同上」</p> <p>附則</p> <p>（歩行補助車等の基準）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの</p> <p>二 「同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>

(移動用小型車の基準)

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ 百二十センチメートル

ロ 幅 七十センチメートル

ハ 高さ 百二十センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

(原動機を用いる身体障害者用の車の基準)

第一条の五 法第二条第一項第十一号の四の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する身体障害者用の車を用いることができない者が用いる身体障害者用の車で、その大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

〔条を加える。〕

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準)

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

(遠隔操作型小型車の基準)

第一条の六 法第二条第一項第十一号の五の遠隔操作型小型車の車の大きさ及び構造に係る内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
- イ 長さ 百二十センチメートル
- ロ 幅 七十センチメートル
- ハ 高さ 百二十センチメートル（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）
- ニ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- イ 原動機として、電動機を用いること。
- ロ 六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- ハ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

(非常停止装置の基準)

第一条の七 法第二条第一項第十一号の五の非常停止装置に係る内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操作により作動するものであること。
- 二 前号の押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別でき

「条を加える。」

「条を加える。」

るものであること。

三 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

(押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等)

第一条の八 「略」

(移動用小型車又は遠隔操作型小型車に付ける標識の様式)

第五条の三 法第十四条の四の内閣府令で定める様式は、移動用小

型車にあつては別記様式第一の三の二のとおりとし、遠隔操作型  
小型車にあつては別記様式第一の三の三のとおりとする。

(遠隔操作による通行の届出)

第五条の四 法第十五条の三第一項の規定による届出は、遠隔操作

型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする  
日の一週間前までに、別記様式第一の三の四の届出書を提出して  
行うものとする。

2 法第十五条の三第一項第六号の内閣府令で定める事項は、遠隔  
操作型小型車に係る次に掲げる事項とする。

一 大きさ

二 原動機の種類

三 構造上出することができるとする最高速度

3 法第十五条の三第二項の内閣府令で定める書類は、次に掲げると  
おりとする。

一 届出をする者が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一  
号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第  
一項に規定する住民票の写し(以下「住民票の写し」という。  
)

(押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等)

第一条の五 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

二 届出をする者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合に於ては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）の写し

三 届出をする者が法人である場合に於ては、登記事項証明書

四 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下この号において単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であつて審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

五 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所の付近の見取図

（届出番号等の表示）

第五条の五 法第十五条の四に規定する届出番号等の表示は、当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に、明瞭にしなければならない。

（自転車道を通行することができる車両の大きさ等）

第五条の六 法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の八に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の七 「略」

「条を加える。」

（自転車道を通行することができる車両の大きさ等）

第五条の三 法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の五に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の四 「同上」

(高齢運転者等標章の様式等)

第六条の三の四 法第四十五条の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の五の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 「略」

3 法第四十五条の二第一項の高齢運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の六のとおりとする。

(高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出)

第六条の三の五 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の七の届出書に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

(高齢運転者等標章の再交付の申請)

第六条の三の六 法第四十五条の二第三項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の八の再交付申請書及び当該高齢運転者等標章を提出して行うものとする。ただし、当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齢運転者等標章を提出することを要しない。

(受領書の様式)

第七条 令第十四条の八(令第十七条(令第二十七条の五において準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四の三(令第二十七条の七において読み替えて準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項

(高齢運転者等標章の様式等)

第六条の三の四 法第四十五条の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の二の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 「同上」

3 法第四十五条の二第一項の高齢運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の三のとおりとする。

(高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出)

第六条の三の五 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の四の届出書に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

(高齢運転者等標章の再交付の申請)

第六条の三の六 法第四十五条の二第三項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の五の再交付申請書及び当該高齢運転者等標章を提出して行うものとする。ただし、当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齢運転者等標章を提出することを要しない。

(受領書の様式)

第七条 令第十四条の八(令第十七条(令第二十七条の五において準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四の三及び第二十七条の五において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、保管した



及び第二項において同じ。)及び第二十七条の五において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二とおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二の二とおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

(警察署長による公表)

第七条の二の二 法第五十一条第十項(同条第二十二項並びに法第七十二条の二第三項(法第七十五条の二十三第六項において準用する場合を含む。))及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、法第五十一条第六項(法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定により保管した車両の使用者若しくは所有者、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者若しくは法第七十二条の二第二項後段(法第七十五条の二十三第六項において準用する場合を含む。))の規定により保管した損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は法第五十一条第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(安全運転管理者等の要件)

車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二とおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二の二とおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

(警察署長による公表)

第七条の二の二 法第五十一条第十項(同条第二十二項並びに法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定による公表は、法第五十一条第六項(法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定により保管した車両の使用者若しくは所有者、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者若しくは法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は法第五十一条第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 「略」

ロ 法第一百七十七条、法第一百七十七条の二の二（第一項第七号及び第九号を除く。）、法第一百七十七条の三の二、法第一百八条第二項第三号若しくは第四号、法第一百九条第二項第四号若しくは第五号又は法第一百九条の二の四第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 「略」

（申請の手続）

第九条の十六 法第七十五条第十項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、別記様式第五の四の標章除去申請書及び次に掲げる書類を提出（第二号及び第四号に掲げるものについては、提示）して行うものとする。

一 標章の除去を申請しようとする者（以下この条において「標章除去申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し

第九条の九 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第一百七十七条、法第一百七十七条の二、法第一百七十七条の二の二（第一項第七号及び第九号を除く。）、法第一百七十七条の三の二、法第一百八条第二項第三号若しくは第四号、法第一百九条第二項第四号若しくは第五号又は法第一百九条の二の四第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 「同上」

（申請の手続）

第九条の十六 「同上」

一 標章の除去を申請しようとする者（以下この条において「標章除去申請者」という。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し（以下「住民票の写し」

二 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券等

〔三〇七 略〕

第二章の七 特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可証の交付等）

第九条の十九 公安委員会は、法第七十五条の十二第一項の許可をしたときは、別記様式第五の七の許可証を交付しなければならぬ。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に別記様式第五の八の再交付申請書及び当該許可証を提出して許可証の再交付を申請することができる。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該許可証を提出することを要しない。

（特定自動運行の許可の申請書の様式等）

第九条の二十 法第七十五条の十二第二項の申請書の様式は、別記様式第五の九のとおりとする。

2 法第七十五条の十二第二項第二号イの内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定自動運行用自動車の車名及び型式
- 二 自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

〕という。）

二 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類

（以下「旅券等」という。）

〔三〇七 同上〕

〔一章二十条を加える。〕

- 
- 三 長さ、幅及び高さ
  - 四 自動運行装置に係る使用条件
- 3 法第七十五条の十二第二項第二号ロ(4)の内閣府令で定める特定自動運行に関する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況
  - 二 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度
- 4 法第七十五条の十二第二項第二号ニ(6)の内閣府令で定める特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置に関する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第三十三条第三項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順
  - 二 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第一項の規定による表示の具体的方法
  - 三 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第二項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順  
(特定自動運行の許可の申請書の添付書類等)
- 第九条の二十一 法第七十五条の十二第三項の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 特定自動運行用自動車の道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証の写し又は同法第五十八条第二項に規定す
-

る自動車検査証記録事項が記載された書面

二 許可を受けようとする者（以下この条において「特定自動運行許可申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し

三 特定自動運行許可申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券等の写し

四 特定自動運行許可申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し（当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等の写し）

五 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面

六 法第七十五条の十二第二項第二号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真を

七 法第七十五条の十三第一項第五号の基準に適合することを明らかにする書類

2 公安委員会は、特定自動運行許可申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第七十五条の十二第一項の許可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、公安委員会は、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が法第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合することを担保するため必要があると認めるときは、当該特定自動運行許可申請者に対し、当該特定自動運行計画に、

公安委員会が必要と認める事項を定めることを求めることができる。

(意見聴取)

第九条の二十二 公安委員会は、法第七十五条の十二第一項の許可をしようとするときは、次に掲げる者の意見を聴くことができる。

- 一 法第七十五条の十二第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む都道府県の知事
- 二 法第七十五条の十二第二項第二号ロ(1)に規定する経路を構成する道路の管理者
- 三 前二号に掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者

(変更の許可の申請等)

第九条の二十三 法第七十五条の十六第一項の許可の申請は、別記様式第五の十の変更許可申請書を提出して行うものとする。

- 2 第九条の二十一第二項及び前条の規定は、法第七十五条の十六第一項の許可について準用する。この場合において、第九条の二十一第二項中「前項に規定する書類」とあるのは「申請書に添付された書類」と、「同条第二項」とあるのは「第九条の二十三第一項」と、「記載された」とあるのは「係る」と読み替えるものとする。

- 3 公安委員会は、法第七十五条の十六第一項の許可をしたときは、特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、別記様式第五の七

の許可証を再交付するものとする。

(特定自動運行計画の軽微な変更)

第九条の二十四 法第七十五条の十六第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、特定自動運行計画の変更のうち次に掲げるものとする。

一 第九条の二十第二項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの

二 法第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所の連絡先の変更

(軽微な変更等の届出等)

第九条の二十五 法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出は、別記様式第五の十一の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して行うものとする。

2 前項の変更届出書には、次の各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 前条第一号に掲げる事項 第九条の二十一第一項第一号に掲げる書類及び当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の一覧表

二 前条第二号に掲げる事項 当該変更の事実を証する書類

三 法第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項 住民基本台帳法の適用の有無及び個人又は法人の別に応じ、それぞれ第九条の二十一第一項第二号、第三号又は第四号に掲げる書類

3 公安委員会は、法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出が

あつた場合において必要があると認めるときは、当該許可証を書き換えるものとする。

(許可の公示の方法)

第九条の二十六 法第七十五条の十七の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- 一 許可をした旨
- 二 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定自動運行の経路
- 四 特定自動運行を行う日及び時間帯
- 五 第九条の二十第三項各号に掲げる事項
- 六 許可の年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項(教育)

第九条の二十七 法第七十五条の十九第一項の規定による特定自動運行業務従事者に対する教育は、次の表の上欄に掲げる特定自動運行業務従事者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育事項について、それぞれ特定自動運行実施者、特定自動運行用自動車の自動運行装置の製作者その他の当該教育事項について十分な知識経験がある者が行うものとする。

特定自動運行業務従事者の区分	教育事項
特定自動運行主任者	一 特定自動運行に係る業務の適正な



- 
- 
- 実施に必要な法令に関すること。
- 二 特定自動運行計画の内容及び特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること。
- 三 次に掲げる措置を特定自動運行計画に従って実施するための手順及び当該措置を実施するために必要な設備の使用方法に関すること。
- イ 法第七十五条の二十一第一項前段の規定による法第七十五条の二十第一項第一号に規定する装置（次条及び第九条の二十九において「遠隔監視装置」という。）の作動状態の監視
- ロ 法第七十五条の二十一第一項後段の規定による特定自動運行を終了させるための措置
- ハ 法第七十五条の二十一第二項の規定による確認
- ニ 法第七十五条の二十二第一項から第三項までの規定による特定自動運行が終了した場合の措置
- ホ 法第七十五条の二十三第一項前段の規定による交通事故の現場の
- 
-

最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置並びに同項後段の規定による警察官への交通事故発生日時等の報告

へ 法第七十五条の二十三第三項前段の規定による負傷者の救護等の措置及び同項後段の規定による警察官への交通事故発生日時等の報告

ト 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第三十条第三項の規定による措置

チ 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第一項の規定による表示

リ 法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第二項の規定による措置

四 その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。

<p>現場措置業務実施者</p>	
<p>特定自動運行業務従事者（特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を除く。）</p>	<p>一 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 特定自動運行計画の内容に関すること。</p> <p>三 特定自動運行において特定自動運行用自動車（法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときに特定自動運行主任者が法第七十五条の二十三第一項前段の規定により講ずる措置に従つて当該交通事故の現場に向かう手順及び同条第二項の規定による措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順に関すること。</p> <p>四 その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p> <p>一 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 特定自動運行計画の内容に関すること。</p> <p>三 特定自動運行計画に基づき実施しなければならぬ措置を特定自動運行</p>

行計画に従って実施するための手順及び当該措置を実施するために必要な設備の使用方法に関すること。  
四 その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。

(特定自動運行主任者の要件)

第九条の二十八 法第七十五条の十九第二項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。  
二 遠隔監視装置その他の特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。

三 前二号に定めるもののほか、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならぬ措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。

(遠隔監視装置)

第九条の二十九 遠隔監視装置は、次に掲げる要件に該当する装置とする。

一 特定自動運行を行う場合（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用

自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること。

二 デイスプレイその他の特定自動運行主任者が前号の映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること。

三 スピーカーその他の特定自動運行主任者が第一号の音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること。

四 無線通話装置その他の特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること。

五 第一号の映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又は前号の音声の送受信を正常に行うことができなかつた場合には、直ちに、特定自動運行主任者にその旨を通知するものであること。

六 第一号の映像及び音声並びに位置情報、第四号の通話の内容並びに前号の通知に係る情報を記録するものであること。

七 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられているものであること。

（特定自動運行中である旨の表示）

第九条の三十 法第七十五条の二十第二項の規定による表示は、「自動運行中」の文字を特定自動運行用自動車の自動運行装置の作

動状態と連動して見やすく表示する装置を、当該特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、当該装置を作動させる方法により行うものとする。

(特定自動運行を行う場合における運行記録計の記録の保存)

第九条の三十一 法第七十五条の二十四の規定により法第六十三条の二第一項の規定を読み替えて適用する場合における第九条の規定の適用については、同条第三号中「運転者」とあるのは「特定自動運行実施者」と、同条第四号中「運転区間又は運転区域」とあるのは「特定自動運行の経路」とする。

(高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示のための装置)

第九条の三十二 令第二十七条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の六ただし書の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 記号を表示する装置にあつては、次に該当するものであること。

イ 外側の一边の長さがおおむね四十五センチメートル以上、内側の一边の長さがおおむね十五センチメートル以上三十センチメートル以下の中空の正立正三角形（外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。

）又はこれに類する形状の記号を表示するものであること。

ロ 二百メートルの距離からイの記号を容易に確認できるものであること。

ハ イの記号の色は、赤色又は橙色であること。

二 灯火式の装置（前号に該当するものを除く。）にあつては、次に該当するものであること。

イ 点滅式のものであること。

ロ 二百メートルの距離から点灯を容易に確認できるものであること。

ハ 灯光の色は、紫色であること。

（許可の取消し等に係る通知）

第九条の三十三 公安委員会は、法第七十五条の二十七第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消し、又はその効力を停止したときは、別記様式第五の十二の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（許可の取消しの公示の方法）

第九条の三十四 法第七十五条の二十七第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

一 許可を取り消した旨

二 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三 特定自動運行の経路

四 特定自動運行を行う日及び時間帯

五 許可を取り消した年月日

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項（仮停止に係る通知）

第九条の三十五 警察署長は、法第七十五条の二十八第一項の規定

による特定自動運行の許可の効力の停止（次条において「仮停止」という。）をしたときは、別記様式第五の十三の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（公安委員会への報告）

第九条の三十六 法第七十五条の二十八第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 仮停止をした旨
- 二 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 仮停止を受けた許可に係る許可証の番号
- 四 仮停止の年月日
- 五 仮停止の理由

（国家公安委員会への報告）

第九条の三十七 法第七十五条の二十九の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所
- 二 処分の別及び理由
- 三 法第七十五条の二十六第一項の規定による処分にあつては、当該処分の内容
- 四 処分の期日及び処分に係る期間

（許可証の返納等）

第九条の三十八 特定自動運行実施者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証をその交付を受け



---

た公安委員会に返納しなければならない。

- 一 特定自動運行を行わないこととしたとき。
  - 二 許可が取り消されたとき。
  - 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発生し、又は回復したとき。
  - 2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。
  - 3 特定自動運行実施者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。
    - 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
    - 二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人
    - 三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者
  - 4 公安委員会は、第一項第一号又は前項の規定による許可証の返納を受けたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならない。
    - 一 許可が失効した旨
    - 二 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
    - 三 特定自動運行の経路
    - 四 特定自動運行を行う日及び時間帯
    - 五 許可が失効した年月日
-

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項  
(国家公安委員会への報告)

第三十一条 法第六十六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表若しくは二の表の上欄に掲げる違反行為又は法第一百七十五条の五第一項第一号の罪に当たる行為(第三十一条の三の表において「違反行為等」という。)をした場合とする。

(移動用小型車の型式認定)

第三十九条の四 移動用小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する移動用小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、移動用小型車が第一条の四に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「移動用小型車」と読み替えるものとする。

(原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定)

第三十九条の五 原動機を用いる身体障害者用の車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる身体障害者用の車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる身体障害者用の車が第一条の五第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行う。

(国家公安委員会への報告)

第三十一条 法第六十六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表若しくは二の表の上欄に掲げる違反行為又は法第一百七十五条の五第一号の罪に当たる行為(第三十一条の三の表において「違反行為等」という。)をした場合とする。

〔条を加える。〕

2

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定)

第三十九条の四 原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「身体障害者用の車」と読み替えるものとする。

(遠隔操作型小型車の型式認定)

第三十九条の六 遠隔操作型小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する遠隔操作型小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、遠隔操作型小型車が遠隔操作により通行させることができ、かつ、第一条の六に定める基準に該当するものであるかどうか及び遠隔操作型小型車の非常停止装置が第一条の七に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「遠隔操作型小型車」と読み替えるものとする。

第三十九条の七、第三十九条の九 「略」

(型式認定の手続等)

第三十九条の十 第三十九条の二から前条までの規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

第三十九条の五、第三十九条の七 「同上」  
「二条ずつ繰り下げる。」

(型式認定の手続等)

第三十九条の八 前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二において同じ。）（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。）に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。  
 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。  
 3 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。  
 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 5 緑及び緑線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。）に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。  
 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。  
 3 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。  
 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 5 緑及び緑線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



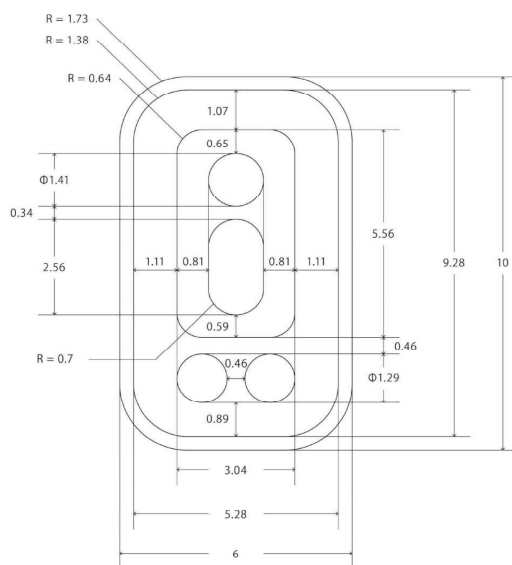
- 備考 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
- 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
- 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 5 縁及び縁線の太さは、おおむね 1.5 センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



- 備考 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
- 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
- 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 5 縁及び縁線の太さは、おおむね 1.5 センチメートルとする。

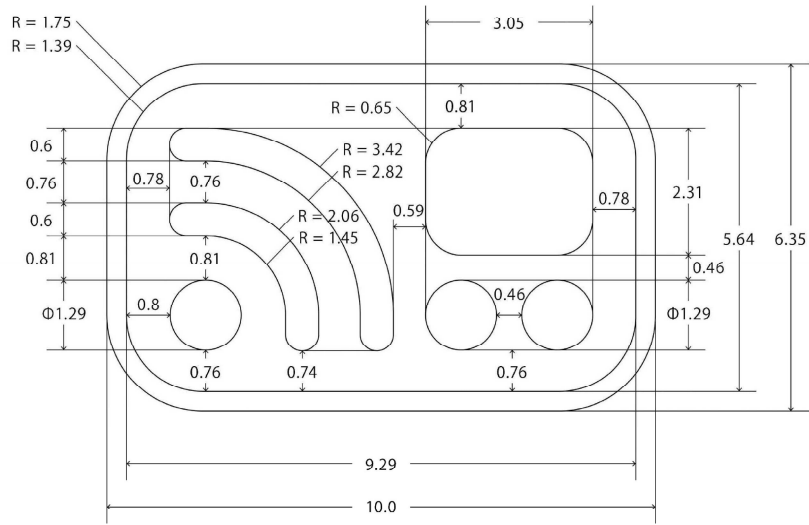
別記様式第一の三の二 (第五条の三関係)



- 備考 1 線及びマークの色彩は白色、地の部分の色彩は青緑色とする。  
2 地の部分には反射材料を用いるものとする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

「様式を加える。」

別記様式第一の三の三 (第五条の三関係)



- 備考 1 縁及びマークの色彩は白色、地の部分の色彩は青緑色とする。  
2 地の部分には反射材料を用いるものとする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

「様式を加える。」

別記様式第一の三の四 (第五条の四関係)

遠隔操作型小型車使用届出書 (新規・変更)	
年 月 日	
公安委員会 殿	
届出者	
道路交通法第15条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
使用 者	〒 _____ 電話 ( ) _____ 番
通 行 場 所	
遠 隔 操 作 を 行 う 場 所	〒 _____ 電話 ( ) _____ 番
遠隔操作のための体制	
運 送 さ れ る 人 又 は 物 の 別	人 ・ 物
人 又 は 物 の 運 送 の 方 法	
非 常 停 止 装 置 の 位 置 及 び 形 状	
遠隔操作型小型車の大きさ	
原 動 機 の 種 類	
構造上出すことができる最高の速度	

- 備考 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
- 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載すること。
- 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
- 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
- 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項にのみ記載すること。
- 7 不要の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」



別記様式第一の三の五 (第六条の三の四関係)

高齢運転者等標章申請書															
年 月 日															
公安委員会 殿															
住 所															
ふりがな															
氏 名															
生 年 月 日															
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先															
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)														
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付														
免 許 の 種 類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">準</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	準	普	大	中	普	型	型	中	通	二	二	二
大	中	準	普	大	中	普									
型	型	中	通	二	二	二									
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号															
摘 要															

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

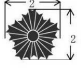
別記様式第一の三の二 (第六条の三の四関係)

高齢運転者等標章申請書															
年 月 日															
公安委員会 殿															
住 所															
ふりがな															
氏 名															
生 年 月 日															
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先															
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)														
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付														
免 許 の 種 類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">準</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	準	普	大	中	普	型	型	中	通	二	二	二
大	中	準	普	大	中	普									
型	型	中	通	二	二	二									
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号															
摘 要															

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）

(表)

第 年 月 日
<b>専用場所駐車標章</b>
登録（車両）番号
第 1 号 道路交通法第45条の2第1項 第 2 号 に該当 第 3 号
 公安委員会 印
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

(裏)

(注意事項)

- 1 この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 3 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - (1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - (2) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (3) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- 4 この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

(被交付者)

住所 \_\_\_\_\_


氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号その他の連絡先 \_\_\_\_\_

免許証の番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- 備考 1 記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第一の三の三（第六条の三の四関係）

(表)

第 年 月 日
<b>専用場所駐車標章</b>
登録（車両）番号
第 1 号 道路交通法第45条の2第1項 第 2 号 に該当 第 3 号
 公安委員会 印
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

(裏)

(注意事項)

- 1 この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 3 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - (1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - (2) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (3) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- 4 この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

(被交付者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号その他の連絡先 \_\_\_\_\_

免許証の番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- 備考 1 記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第一の三七 (第六条の三の五関係)

高齢運転者等標章記載事項変更届 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三四 (第六条の三の五関係)

高齢運転者等標章記載事項変更届 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の八 (第六条の三の六関係)

高齢運転者等標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の五 (第六条の三の六関係)

高齢運転者等標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第五の七（第九条の十九、第九条の二十三関係）

第	号
特定自動運行（変更）許可証	
氏名又は名称	
特定自動運行計画の概要	
特定自動運行を行うことを許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第五の八（第九条の十九関係）

特定自動運行許可証再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可証番号	
許可年月日	
特定自動運行計画の概要	
再交付申請の理由	

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、道路交通法第七十五条の十二第二項第二号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第五の九（第九条の二十四関係）

特定自動運行許可申請書  年 月 日  公安委員会 殿  申請者の氏名又は名称及び住所	
ふりがな	
氏名又は名称	
住所	電話（ ） - 番
法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	
特定自動運行計画の概要	

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、道路交通法第七十五条の十二第二項第二号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第五の十（第九条の二十三関係）

特定自動運行計画変更許可申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	
変更の理由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」



別記様式第五の十一（第九条の二十五関係）

特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
届出者の氏名又は名称及び住所	
許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第五の十二（第九条の三十三関係）

特定自動運行許可 取消 通知書 取 消 停 止	
下記の理由により、特定自動運行の許可を取り消した の効力を 年 月 日 から 日間停止したので通知します。	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

備考  
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第五の十三（第九条の三十五関係）

仮停止処分通知書	
下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を 年 月 日 から 年 月 日まで仮停止したので通知します。	
なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、 本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて 行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。	
年 月 日 警察署長 印	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第九条の九	〔略〕	
	第一項	法第百十九条の二の四第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の四第二項

改正前

〔同上〕

〔同上〕	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第九条の九	〔同上〕	
	第一項	法第百十九条の二の二第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の二第二項

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部改正)

第三条 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和三年内閣府令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車、同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であつて、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の八、第二条及び第五条の六の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いづれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一条の八中「基準は、」とあるの</p>	<p>原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であつて、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の五、第二条及び第五条の三の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いづれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一条の五中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及</p>

<p>は「基準は、小型電動車であること又は」と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」とあるのは、「、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の六中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」とあるのは「、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の三中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



## 附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。